電波監理審議会（第１１４７回）議事録

１　日時

令和７年９月１１日（木）１０：００～１１：３６

２　場所

Ｗｅｂ会議による開催

３　出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬　巌（会長）、大久保　哲夫（会長代理）、長田　三紀、西村　暢史、

矢嶋　雅子

(2) 審理官

古賀　康之、三村　義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

近藤　玲子（大臣官房審議官）、井田　俊輔（総務課長）、

根本　朋生（放送技術課長）、坂入　倫之（放送業務課長）、

佐々木　将宣（放送業務課企画官）

（総合通信基盤局）

湯本　博信（総合通信基盤局長）、翁長　久（電波部長）、

飯倉　主税（総務課長）、小川　裕之（電波政策課長）、

豊重　巨之（電波政策課室長）、山野　哲也（基幹・衛星移動通信課長）、

五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤　輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下　文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎　幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

４　目次

(1) 開　　会…… １

(2) 諮問事項（情報流通行政局）

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるＦＭ補完中継局に使用できる周波数の追加）（諮問第２５号）…… １

(3) 報告事項（情報流通行政局）

令和６年度民間放送事業者の収支状況…… ６

(4) 諮問事項（総合通信基盤局）

電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）（諮問第２６号）…… １４

(5) 報告事項（総合通信基盤局）

① 令和７年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果…… １９

② 令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果…… ２５

③ 周波数再編アクションプラン（令和７年度版）（案）…… ２９

(6) 閉　　会…… ３９

開　　会

○笹瀬会長　おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の９月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールを踏まえまして、電波監理審議会決定第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題はお手元の資料のとおり、諮問事項が２件、報告事項が４件となっております。

それでは議事を開始いたしますので、まず情報流通行政局の職員の方に入室するよう、よろしくお願いいたします。

（情報流通行政局職員入室）

諮問事項（情報流通行政局）

（１）基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるＦＭ補完中継局に使用できる周波数の追加）（諮問第２５号）

○笹瀬会長　それでは、議事を開始いたします。

まず、諮問第２５号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるＦＭ補完中継局に使用できる周波数の追加）」につきまして、根本放送技術課長から御説明よろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長　放送技術課長の根本でございます。本件は基幹放送用周

波数使用計画の変更で、対象は主たるＦＭ補完中継局、これは空中線電力１００Ｗを超える局でございます。基幹放送用周波数使用計画では、１００Ｗを超える局を表に記載することにしていますけれども、現在はＮＨＫの局は記しておりません。まず、お手元の資料の１番、諮問の概要を御覧ください。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の取りまとめの関係箇所を引用してございます。３行目では、民間ＡＭラジオ放送事業者だけではなくＮＨＫにおいても、主たるＦＭ補完中継局の整備が必要ということが記されております。また、次の段落になりますが、ＮＨＫによる主たるＦＭ補完中継局の整備について、例えば津波対策のように整備の必要性が十分に認められ、ほかに適切な手段がないといった一定の条件下においては、これを認めることが適当であるという旨が示されております。

今回の諮問では、この取りまとめを受けて、２番目の改正概要に示している通り、基幹放送用周波数使用計画において、ＮＨＫについても民間放送事業者と同様に記載の追加を行うものです。３番の施行期日にございますように、答申いただいた後、速やかに行うことを予定しております。意見募集の結果につきましては、８件の意見をいただいております。いずれも当初の案について修正を必要とするものではございませんでした。

お手元の資料の２ページ目を御覧ください。こちらが実際の制度整備の概略、概要でございます。まず、１点目は先ほどの背景でございます。２点目のところ、ＮＨＫのＡＭ親局のうち、岡山県、山口県及び徳島県に所在するものが津波の浸水想定地区に置局しておりまして、移転が現実的ではないということです。

この点につきましては、３ページ目にＮＨＫからの要望の資料を添付しております。全国で１０数か所のＡＭ親局が津波による被害の想定地区にあるということが示されております。このうち３か所については、移転などの対策が実

施できないということです。本件はこれら３か所のＡＭ親局に関し、災害対策の観点から、主たるＦＭ補完中継局の整備を可能とするものです。

具体的には基幹放送用周波数使用計画の一部を下の表のように変更するものです。こちらにございますように、災害発生時の被害等の対処を目的としてという開設の背景で置かれるものについて、それぞれこの周波数であればよろしいということを記してございます。こちらの各周波数は、周辺の周波数の使用状況を勘案して、適切な周波数をそれぞれ事前に計算して、選定をしてございます。

４ページ目には、参考として先ほどの検討会の取りまとめの抜粋を付しております。

５ページ目、こちらは意見募集の結果です。おおむね賛同意見でございました。７番目の個人の方からは、ＮＨＫではなく民放放送局に周波数を割り当ててほしいとの意見がありましたが、こちらの回答にございますように、既に民放には必要な周波数を割り当てて、実際に放送局が運用中となってございます。

それ以降のページは参照条文や諮問書でございます。９ページ以降には具体的な修正案の文章をつけてございますけれども、内容は先ほど御説明したとおりでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　根本課長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。適切な変更だと思いますので、賛成をいたします。１点、お伺いします。この検討会で要望があったのが令和５年の１月ということで、もう２年半ぐらい経過をしています。これからさらにＡＭ親局の補完ということで、ＦＭ補完中継局を整備すると、またさらに時間がかかると思いま

す。認定、変更に必要な検討期間は、いろいろなことを勘案する必要があると思いますが､これぐらいはどうしてもかかってしまうということなのかどうか、その点、中身については賛成いたしますけれども、確認させていただければと思います。以上です。

○根本放送技術課長　ありがとうございます。もともと要望があった時点ではＦＭの放送局の周波数が十分にございませんでしたので、すぐに対応することができませんでした。先日、ＦＭ放送局につきましては対象の周波数範囲を広げておりまして、その結果、今回のような追加の指定ができるようになったということでございます。ですので、検討にお時間かかっていましたのは、周波数の拡大に向けた検討に少々時間がかかっていたということになるかと考えております。

○大久保代理　分かりました。災害対策ということなので、今後ともなるべく早め早めの対応をお願いできればと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田です。必要な対応だと思いますので、賛成いたします。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村でございます。私も変更告示案に賛成でございます。１点だけお教えいただければと思うのですけれども、これまでの民間ＡＭ事業者による運用に関してどのような体制になっているのか、そして今後、ＮＨＫのこの電波の利用に関するフォロー調査というような形は体制としてとられているのか、お教えいただければと思います。以上です。

○根本放送技術課長　ありがとうございます。体制というところで、私の認識がずれているかもしれないんですけれども、民間放送事業者の方、それからベンダーの方合わせて周波数を今回、拡大をいたしまして、例えばワイドＦＭの

ように利用していただくことについては、ユーザーへの周知なども含めまして連絡会がございます。そうした場を通じて民間事業者の方とは周知を含めた諸問題を御相談しているところでございます。

ＮＨＫの方につきましても、私ども常日頃から様々な意見交換をさせていただいておりますので、今回の計画につきましても、あらかじめ申請準備の状況とかは聴取しております。引き続き、実際に開設に向けてのステップも確認いたしますし、運用に当たっての問題点などもその都度、御相談に預かっているというところでございます。

○西村委員　ありがとうございました。よく分かりました。私からは以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　私も賛同いたします。私からも１点質問いたします。資料の３枚目になりますけれども、これまでの津波対策状況としてプロットされているところを見ますと、割と西日本に集中しているように見えるんですが、東日本については既に整備済みということなのか、あるいはこれから検討するということになるのか、その点、御教示いただければと思います。

○根本放送技術課長　ありがとうございます。今回の資料につけておりますのは日本全国の中でこれだけということでございまして、一応、一通りの確認をした上で、西日本に多くなっているということでございます。

○矢嶋委員　分かりました。では、今回の制度が無事成立すれば、現時点で災害について一通りの対応ができることになるというふうに理解いたしました。御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からも特に意見はございません。この御提案に賛同いたします。

それでは、ほかに追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしい

でしょうか。

それでは、諮問第２５号は諮問の通り変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長　ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

（１）令和６年度民間放送事業者の収支状況

○笹瀬会長　それでは、続きまして報告事項に入ります。令和６年度民間放送事業者の収支状況につきまして、坂入放送業務課長から御説明よろしくお願いいたします。

○坂入放送業務課長　放送業務課の坂入でございます。よろしくお願いいたします。令和６年度民間放送事業者の収支の状況について、御説明をいたします。本資料は地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の３つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しております。

まずは地上基幹放送事業者の収支状況について御説明いたします。資料の２ページを御覧ください。地上基幹放送事業者の収支状況でございます。総括表の上段にありますテレビジョン放送事業者を御覧ください。テレビジョン放送事業者の事業者数は１２７社となっております。内訳はテレビジョン放送単営社が９６社、ＡＭ放送・テレビジョン放送兼営社が３１社となっております。テレビジョン放送事業者全体の売上高は約２兆７９５億円、営業損益は約８９３億円の黒字、経常損益は約１，２４５億円の黒字、当期損益は約８７３億円の黒字であり、いずれも前年度から増加しております。

次に、総括表の中段にあります、ラジオ放送事業者を御覧ください。ラジオ

放送事業者の事業者数は６７社となっております。内訳は、ＡＭ放送単営社が１６社、短波放送単営社が１社、ＦＭ放送単営社が５０社となっております。ラジオ放送事業者全体の売上高は約１，０３９億円。営業損益は約１．１億円の赤字、経常損益は約２０億円の黒字、当期損益は約８億円の黒字となります。特にＡＭ放送単営社については、営業損益が約２．６億円の赤字となっており、昨年度より赤字幅は縮小したものの、依然厳しい状況となっております。

次に､テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者全体の合計になります。総括表のラジオ放送事業者の下の欄を御覧ください。テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者を合わせた売上高は約２兆１，８３３億円。営業損益は約８９２億円の黒字､経常損益は約１，２６５億円の黒字､当期損益は約８８１億円の黒字となっており、いずれも前年度から増加しております。

コミュニティ放送につきましては、事業者数は３１３社となっており、売上高は約１４４億円｡営業損益は約３億円の赤字､経常損益は約０．３億円の赤字、当期損益は約０．４億円の赤字となっております。

資料の３ページ上段の事業別当期損益の黒字社、赤字社を御覧ください。この後の説明は全てコミュニティ放送を除いたものとなります。テレビ単営社、ラジオ・テレビ兼営社及びＦＭ単営社につきましては、赤字社の数が前年度と比べ減少しており、ＡＭ・短波単営社につきましては赤字社の数が前年度と比べ増加となっており、赤字社の合計としては前年度の５２社に対し、令和６年度は４７社に減少しております。

下段の収支状況の推移を御覧ください。売上高及び費用計は、平成２８年度以降は減少傾向であり、特に令和元年度、２年度はコロナ禍の影響で大幅に減少しましたが、令和３年度はその反動やオリンピックパラリンピック等を背景に、増加しました。令和４年度以降、費用が増加し続ける一方で、売上高については２年連続で減少しておりましたが、令和６年度は増加に転じました。な

お、景気動向を表す指標等の比較を行う観点から、消費支出の年度ごとの実質増減率のグラフを併せて掲載しておりますが、おおむね売上高の推移と対応していると考えられます。

資料の４ページ上段の営業損益、経常損益及び当期損益の推移を御覧ください。営業損益及び経常損益は、平成２８年度以降は減少傾向にあった中で、売上高の推移と同様に令和３年度は大幅に回復し、令和４年度以降は再度減少傾向となっていましたが、令和６年度は増加しました。

下段の売上高営業利益率の事業別推移を御覧ください。売上高営業利益率はテレビ全体が４．３％、ＡＭ・短波がマイナス０．４％、ＦＭが０．２％、地上系全体が４．１％と、ＦＭを除きいずれも前年度から増加しましたが、令和５年度に引き続き全産業の５．０％を下回る結果となりました。テレビ全体及び地上系全体に関しては、従来、全産業の数値を上回っておりましたが、令和５年度、６年度においては下回りました。

資料の５ページ、売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を御覧ください。在京キー局５社、在阪準キー局４社及びその他１８５社の別による売上高の構成について、令和６年度では在京キー局が５０．２％、在阪準キー局は１１．２％、その他の社は３８．６％となっており、在京キー局及び在阪準キー局の９社で全体の６割を超える売上高となっております。営業損益については、在京キー局が４９．２％、在阪準キー局が１５．２％、その他の社が３５．６％となっております。

５年前と１０年前との比較では、売上高については在京キー局、在阪準キー局及びその他の社による構成比は、令和６年度においてもこれまでの傾向と大きくは変化しておりませんが、営業損益の構成比はこれまで在京キー局の割合が増加しておりましたが、一転して在京キー局の割合が減少しております。これは、在京キー局であるフジテレビが大幅な赤字を計上したことが原因である

と考えられます。

最後に資料の６ページ、媒体別広告費の推移を御覧ください。株式会社電通が公表している『日本の広告費』をもとに作成したグラフでございます。令和６年の日本の総広告費は、前年に引き続き、推定開始以降過去最高となりました。好調な企業収益や実質賃金の上昇等に伴う消費意欲の活発化、オリンピックの開催、インバウンド需要の高まりなどに支えられ、対前年プラス４．９％の増加となっております。

媒体別に見ると、インターネット広告費は３兆６，５１７億円に増加し、総広告費における割合が４７．６％となりました。ラジオ広告費は１，１６２億円に増加、テレビ地上波広告費は１兆６，３５１億円に増加となっております。なお、インターネット広告費にはマスコミ４媒体由来のデジタル広告も含まれており、放送関係ではテレビメディアが６５４億円、ラジオ、デジタルが３４億円となっております。これらの広告費は前年からそれぞれ４６．３％、２１．４％の増加となる成長を見せております。地上基幹放送事業者に関する説明は以上でございます。

続きまして、衛星系放送事業者の収支状況について説明します。７ページを御覧ください。衛星基幹放送と衛星一般放送に分けて記載をしております。まず、ＢＳ放送や東経１１０度ＣＳ放送が該当する衛星基幹放送から御説明をいたします。総括表の上段にあります、衛星基幹放送を御覧ください。

事業者数は３８社で、前年度から１社減少いたしました。これはＢＳ放送のテレビジョン放送において、令和６年８月にＢＳ放送事業者である株式会社ジャパネットブロードキャスティングが、株式会社スター・チャンネルを吸収合併したことによるものでございます。

一番上から２行目になりますが、衛星基幹放送の衛星放送事業を御覧ください。営業収益は２，７９３億円、営業損益が１９９億円の黒字で、減収増益でご

ざいました。ＢＳ放送の内訳を見てまいりますと、その２行下、ＢＳ放送の衛星放送事業ですが、こちらは営業収益が２，０５１億円、営業損益は１６６億円の黒字、減収増益でございました。東経１１０度ＣＳ放送の衛星放送事業については、営業収益は７４２億円、営業損益が３２億円の黒字で減収増益でございました。

次に、衛星一般放送ですけれども、表の中央よりやや下を御覧いただければと思います。事業者数は２社で、前年度から１社減少しました。これは、音声放送において令和６年３月に事業の廃止があったことによるものでございます。衛星一般放送の衛星放送事業は営業収益が４０６億円、営業損益が２３億円の黒字で減収減益でございました。一番下の合計の行を御覧ください。

衛星放送事業の合計を見てまいりますと営業収益は３，２００億円、営業損益は２２３億円の黒字であり、全体では減収増益となってございます。このような結果の背景といたしましては、近年の厳しい経営環境や加入件数の減少傾向が続いていることに加えまして、令和６年度においてはスター・チャンネルやスカパー４Ｋなど、一部チャンネルの廃止に伴う営業収益の減少の影響が大きいと考えております。

８ページの事業別衛星放送事業の黒字社、赤字社についてです。ＢＳ放送については赤字社が１社減少、東経１１０度ＣＳ放送については赤字社が２社増加となっております。次に、近年の収支状況の推移ですが、まず８ページの下にありますＢＳ放送に関しては、営業損益が令和４年度、５年度と２年連続で減少していたところ、令和６年度は増加となりました。

９ページに移りまして、上側のグラフ、東経１１０度ＣＳ放送についてもＢＳ放送と同様の傾向となっております。下側のグラフ、衛星一般放送については、営業損益は６年連続で減少となっております。衛星系放送事業者に関する説明は以上でございます。

最後に、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、御説明させていただきます。１０ページを御覧ください。総括表は有線テレビジョン放送事業者、つまりケーブルテレビ放送事業者２７２社の収支を合算したものになります。事業者数は２７２社で１社、減少しておりますが、これは事業者の倒産によるものでございます。なお、注に記載の通り本集計は営利法人に限り、また一部事業者を除いたものとなっております。

ケーブルテレビ放送事業者においては、おおむねインターネットといった通信事業も行っており、それらを含めた全事業の総額とその内訳としてのケーブルテレビ事業の収支状況を記載しております。まず、全事業の総額ですが、営業収益１．５兆円、営業費用１．３兆円、営業損益は１，９４４億円の黒字で減収増益となっております。そのうち、ケーブルテレビ事業については、営業収益が４，７４０億円、営業費用が４，３４８億円、営業損益は３９１億円の黒字で、減収増益となっております。

次に、中央のグラフを御覧ください。こちらはケーブルテレビ事業における単年度黒字事業者の数の割合でございます。若干減少傾向にありまして、令和６年度においては、単年度黒字の事業者の数と割合は２２９社、８４．２％となっております。最後に一番下のケーブルテレビ事業の収支状況の推移グラフを御覧ください。営業収益や営業利益は減少傾向が続いているところでございます。以上がケーブルテレビに関する御説明となります。

放送業務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　御説明ありがとうございました。これは前から申し上げていることでもあるんですけれども、全体の日本の状況といいますか、少子高齢化な

り人口減少、それからニーズの多様化、メディアの多様化等々、いろいろ考えていきますと、既存の放送事業者の経営環境というのは、おそらくこれから好転することは難しいであろうと想定されます。ただその一方、災害対応等、国民の生活インフラとして必要不可欠なものでありますので、今後この経営状況等を詳細に注視しながら、必要な対応を早め早めに御検討いただければと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　ありがとうございます。いろいろ御苦労をなさりながら放送事業を守っていっていただいているんだなということが分かりました。ありがとうございます。以上です。

○笹瀬会長　ありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　私からも特段、この報告に対しての意見はございません。１点だけお教えいただければと思います。先日の報道、ニュース等で民放５局、ＢＳの４Ｋ放送撤退というようなニュースが流れておりましたが、この場合、このニュースとこの本日の報告資料ですと、どこが関係してくるのかというのをお教えいただければと思っております。以上でございます。

○坂入放送業務課長　ただいま西村委員から御質問ございました先日の報道、これはキー局系のＢＳ５局が２０２７年に４Ｋ放送から撤退する方針を固めたという報道でございますけれども、本日の説明資料との関係で言いますと、７ページの衛星系放送事業者の収支状況の関係でございまして、この衛星基幹放送の中のＢＳ放送の中のさらにキー局系ＢＳ放送という欄があるかと思います。真ん中のちょっと上のところでございます。こちらがキー局系のＢＳ放送という意味で関係するところでございまして、キー局系のＢＳ放送におきましては２Ｋ放送と４Ｋ放送と２つのチャンネルをもって放送しているところでござい

まして、ここの表の中では２Ｋと４Ｋに関するものがまとまった形での数字となってございますけれども、関係するところとしてはこちらでございます。

○西村委員　よく分かりました。まだ２Ｋに関しては撤退ではないということだとは思うんですけれども、これまでの先生方の御発言通り、いかに放送の公共性を維持していくか、あらゆるメディア、モードがあるとは思うんですけれども、またウォッチしていただければと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○坂入放送業務課長　承知しました。ただいまの西村委員からの御発言に関してなんですけれども、そういう報道があったということは承知しておりますけれども、総務省として衛星放送事業者が４Ｋ放送から撤退する方針を固めたというふうに聞いているわけでございません。それで、補足して申し上げますと、現在総務省におきましてはデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下に衛星放送ワーキンググループというものを開催してございます。

そこでは、２０１５年７月に公表した４Ｋ・８Ｋ推進のためのロードマップが射程としていた２０２５年を迎えたということを踏まえまして、今後４Ｋ衛星放送がいかにあるべきか、新たな視聴環境における４Ｋコンテンツの流通・利用の拡大に向けどのように取り組んでいくべきかなどについて、有識者による議論をいただいているところでございます。引き続き、ワーキンググループにおける検討を進めまして、年内を目途に取りまとめをしていくという予定でございます。以上でございます。

○西村委員　ありがとうございました。きちんとそういう形でフォローしていただいているということもよく分かりましたので、安心しております。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御報告ありがとうございました。既に大久保委員からの御指摘もあったところですけれども、私も、インターネットを通じた放送がもう確実に既存の放送に取って代わろうとしていることだと思いますので、放送行政がどうあるべきかということについてよりスピーディーに、かつ適切に対策等、御検討いただければと思っております。報告内容については特に追加のコメント等はございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からも特にコメントございません。各企業の方がかなり経営努力をされていて、黒字を出されているというのは分かるんですけれども、全体的にインターネットの方に世の中の流れがシフトしておりますので、ぜひ総務省としても全体のバランスを含めてウォッチしていただくとありがたいです。以上です。

○坂入放送業務課長　承知いたしました。

○笹瀬会長　ほかに追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方、御退室よろしくお願いいたします。

続いて総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方、入室するよう、御連絡よろしくお願いいたします。

（情報流通行政局職員退室）

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項（総合通信基盤局）

（２）電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）（諮問第２６号）

○笹瀬会長　それでは、議事を再開いたします。諮問第２６号「電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）」につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長から御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長　よろしくお願いいたします。基幹・衛星移動通信課の山野でございます。それでは、諮問第２６号について御説明させていただきます。

まず、資料の１ページ目を御覧ください。諮問の概要でございます。先の通常国会で電波法等の一部改正の法律が成立しましたが、その施行のため、義務船舶局等の無線設備として備えておかなければいけない機器につきまして、電波法施行規則の一部を改正するものになっております。御案内のとおり、ほとんどの改正部分は先月、８月２０日の電波監理審議会におきまして電波法施行規則等の一部を改正する省令案として諮問させていただき、既に答申をいただいております。

今回でございますが、前回のパブコメを踏まえて、規定の表現ぶりを一部明確化した省令案を作成しています。こちらは追加で意見募集を行ったため残っていた１件、具体的には施行規則の第２８条第８項でございますが、こちらのみ先月から遅れて今回、諮問させていただくものでございます。

次の２番目の概要でございます。国交省所管の小型漁船安全規則、こちらで小型第二種漁船というものが定められてございますけれども、こちらの無線設備として備え付けなければならない機器につきまして、今回、電波法施行規則

の一部を改正するものとなっております。３番目の施行期日でございますが、答申いただきましたら速やかに改正予定です。具体的には、先月答申いただきました電波法施行規則の他の条文と同様、１０月１日を予定してございます。

最後に意見募集の結果です。今回の改正案ですが、規定の内容には全く変更はないものですけれども、国交省所管の省令を参照する形に変えるといったこともございますので、丁寧に手続を行うために、再度、ここにございますとおり９月１日まで意見募集を実施いたしました。その結果、意見の提出はありませんでした。なお、改正案とは関係のない御意見として１件、提出があったところでございます。

２ページ目を御覧ください。今回の一部改正案の概要になります。海上における人命の安全確保を目的としました国際条約（ＳＯＬＡＳ条約）の改正に伴いまして、義務船舶局に関する規定を整備する必要がございます。今回、先ほど御説明しましたとおり、残っていたものといたしまして、電波法施行規則の第２８条第８項､こちらにつきまして現行の規定をより明確化するため､従来、総務省の告示を参照する形でしたけれども、こちらを国交省が所管しております関係省令を参照して、より分かりやすくするという改正になります。

このページの中ほどに記載してございますけれども、今般の改正電波法では船舶に開設して陸上と通信を行ういわゆる義務船舶局に、人工衛星と通信を行う船舶地球局を含めまして、これらを義務船舶局等､「等」をつけてございますが、として名称を改正しているほか、関係する規定の整備を行ったものでございます。これらを踏まえた電波法施行規則等の一部改正は、先ほど御説明したとおり既に８月に答申をいただいています。

その際、意見募集で、これも中ほどにございますが、関係の団体から国交省の関係条例を参照とする形にしたほうがよい、また内容が重複しておりますので総務省の告示も削除すべきではないかという御意見をいただきました。こう

いった御意見を踏まえまして、今般、第２８条の第８項になりますけれども、国交省所管の船舶安全法に基づく関係省令でございます小型漁船安全規則、それから船舶設備規程、こちらを直接参照する形に先ほどの条文を改正するというものでございます。

なお、先ほどこれも御説明しましたが、再度の修正案についての意見はございませんでした。御参考までに、一番下に関係する省令、国交省の省令を２つ、関係部分を抜粋して付けてございます。

３ページ目を御覧ください。こちらで、義務船舶局等とは具体的にどんな無線設備かを簡単に説明させていただいてございます。まず、対象となる船、船舶でございますけれども、国交省の船舶安全法に基づきまして規定されてございます。船舶の種類ですとか航行する海域、それから船の総トン数などに応じて、様々カテゴライズされています。

そのカテゴライズごとに搭載しなければならない無線設備というものが定められているのですけれども、今回、電波法施行規則第２８条第８項で定めておりますのは赤で囲んでいるものでございます。小型第二種漁船というものでございますけれども、具体的には日本の比較的近海で操業しています小型の漁船でございまして、例えばサケやマスの流し網漁ですとか延縄漁、それからカツオの竿釣漁などを行うような漁船が対象となってございます。

下段には、義務船舶局等に含まれる無線設備を例示してございます。今回、改正いたします２８条第８項、いわゆる小型第二種漁船が対象ですけれども、こちらで積まなければならないとしております無線につきましても、赤枠で囲ってございます。具体的にはインマルサットＣ型の船舶地球局のほか、遭難時に無線で位置特定情報などを発する、ＳＡＲＴやＥＰＩＲＢと呼んでいるようなものを備え付ければならないというものでございます。

なお、今回のこの条文では従来から、このインマルサットＣ型の船舶地球局

を搭載していれば、左側に書いてございますが、より通信距離が短いＶＨＦですとか中波・短波の無線設備に代替できるというような規定となってございます。今回の改正では、その前後でこれらの搭載する設備は全く変わりません。あくまで参照する関係省令をより明確するための改正となってございます。

続いて４ページ目を御覧ください。こちらも御参考までに、今回対象となる船の航海の区域を簡単に御説明したものでございます。いずれも国交省の規定から引用してございますけれども、例えば今回規定の対象となっている小型第二種漁船はＡ１、Ａ２、Ａ３海域を行くものでございますが、例えばＡ２海域につきましては、左下にございますけれども、日本の沿岸からおおよそ１００から１５０海里ぐらいの海域、またＡ３の海域というのはインマルサットが届く通信圏というような規定となってございます。御参考までございます。

続いて５ページ目を御覧ください。こちらは参照条文でございますが、今回、電波法第３３条に関係する必要的諮問事項となっているというものでございます。７ページ目も、関係の規定を引用しているものでございます。具体的には電波法３３条で総務省令、具体的に言いますと施行規則に、詳細の規定を委任しているという形になってございます。８ページ目以降が諮問書となりまして、これも御参考までございます。それから次のページが今回の改正の省令案、その次のページが新旧対照表、それから施行日に関する付則という形になってございます。

御説明、以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　御説明ありがとうございました。適切な改正だと思います。賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田でございます。パブリックコメントに寄せられた御意見に丁寧に対応していただき、適正な改正だと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。私も適正な改正省令案だと考えております。以上でございます。

○笹瀬会長　ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　私も改正案に賛同いたします。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私もこの意見に賛同いたします。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問の第２６号は諮問の通り改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○山野基幹・衛星移動通信課長　ありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局）

（２）令和７年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長　それでは、続きまして報告事項に移ります。令和７年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長から御説明、よろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長　続きまして、山野から御説明させていただきます。よろしくお願いします。表紙の次、２ページ目を御覧いただければと思います。本件ですけれども、本年度が初めての取組になりますが、衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況の調査の結果でございます。

まず、この衛星ダイレクト通信でございますけれども、皆様御案内かと思いますが簡単に御説明させていただきます。携帯電話に割り当てられております周波数帯の一部を使用しまして、携帯電話端末、ほとんどスマホでございますけれども、このスマホが直接人工衛星と通信を行うシステムとなってございます。従来の携帯電話システムですと、地上にある携帯電話基地局を介してネットワークに入って接続していくわけでございますけれども、この衛星ダイレクト通信の場合、携帯電話端末、スマホが人工衛星と直接通信を行いまして、そこからゲートウェイ局を介して携帯電話事業者のコアネットワークに入っていくというような形となってございます。

端末の改修ですとか機器の追加等が必要なく、スマートフォンなど既存の端末を使えるということで、かなりニーズが高く期待されているようなサービスとなってございます。この衛星ダイレクト通信の制度整備でございますけれども、昨年１１月に電波監理審議会から関係省令案について御答申をいただきまして、１２月に関係省令等を改正し、技術基準等も整備しているところでございます。

続いて３ページ目を御覧ください。サービスエリアについて簡単に御紹介いたします。資料の中ほど左側に日本の地図がございますけれども、この中で色がついている部分、ピンク色とかオレンジ色とか黄色がございますが、こういったところが地上系でのサービスエリアを示してございます。色がついてない山とか島とか幾つかのものがございますが、こういったところはいわゆる不感地帯、電波が届いていないところでございます。特に山間部に圏外のエリアがまだ多いという状況です。

この衛星ダイレクト通信を使いますと、こちらの低軌道、非静止衛星軌道のところから、今回のスターリンクの場合、６００基ほどの衛星がグルグル回りながら地上にビームを打っており、基本的にビームを照射する場所を可変でき

ますので、一律にサービスのセルをつくることができます。したがいまして、地上の携帯電話のネットワークではなかなかカバーできないエリアまでカバーできるというものになってございます。

また、この衛星ダイレクト通信でございますけれども、人工衛星と直接通信を行うというものであることですとか、それから地上のゲートウェイ設備が分散して配置されているということから、災害時にも強いということで期待をされているものでございます。強靱性を高めるためにも、こういった衛星ダイレクト通信を含むＮＴＮを、総務省でも大変重要な通信手段だと考えてございます。

続いて４ページ目を御覧ください。周波数利用のイメージになります。この衛星ダイレクト通信でございますけれども、人工衛星局からのビームの照射範囲の調整によってサービスエリアを柔軟に変えることができます。地上の携帯電話システムの整備状況ですとかトラヒックの状況、通信の混み具合に応じまして衛星ダイレクト通信を導入する、つまりビームを当てるか、または地上の携帯電話システムを使い続けて衛星からのビームを当てないか、ということを選択することが可能です。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

続いて５ページ目を御覧ください。ここからが利用状況調査の具体的な中身に入っていきます。昨年１２月に、この衛星ダイレクト通信システムの制度整備を行った際、併せまして電波の利用状況調査に関する省令も改正しております。この後に報告がございますけれども、携帯電話やＢＷＡと併せまして、この衛星ダイレクト通信も毎年調査を行っていくこととしました。今回がその第１回目となります。調査対象の周波数帯でございますけれども、２ＧＨｚ帯の周波数のうち衛星ダイレクトに使用する５ＭＨｚ幅ということで、この図では赤色をつけている部分になります。

続いて６ページ目を御覧ください。ここからが具体的な調査結果になります。こちらですけれども、現時点でサービスをしているのがＫＤＤＩ、スターリンクを使った２ＧＨｚ帯のものだけでございますので、最新の情報、取得できる情報ということで、今年の５月３１日時点での結果をまとめているものになります。まず、衛星ダイレクト通信に対応した端末でございますけれども、こちらは必要なアップデートとか機器の設定が必要になりますけれども、対応している機種としましては８月１日時点で約９００万局という形になってございます。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

続いて７ページ目を御覧ください。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

提供している電気通信役務の種別でございますけれども、ショートメッセージサービス（ＳＭＳ）ですとか、リッチコンテンツサービスと呼ばれるものになります。このリッチコンテンツサービスですけれども、ａｕが提供してございますスタンプやグループチャットができるような、ショートメッセージの少々リッチ版というようなサービスとなります。基本的にはテキストと画像です。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

その他でございますけれども、この衛星ダイレクト通信の利用状況調査は、今回初めてのものでございます。また現状では、４月１０日からＫＤＤＩがスターリンクを使ってサービスを始めたばかりというところもございます。そのため、来年度以降、例えば別のキャリア、事業者が衛星ダイレクト通信を始めたり、他の帯域でサービスを始めたりするなど、様々な動きが予想されます。

そういった他の携帯電話事業者の動向などにも留意しながら、継続的にどんな評価方法が適切か、電波の有効利用という観点で地上系とどのように併せて

考えていくべきか、というところは、引き続き、議論並びに我々の検討が必要だと認識してございます。ぜひ、委員の皆様から御意見をいただきまして、今後の評価手法などについても検討してまいりたいと考えてございますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

なお、来週、有効利用評価部会がございます。こちらでもこの資料を御説明させていただきまして、御議論いただく予定となってございます。以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いします。これも順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。最後のほうで御説明ありましたけれども、最終的に各事業者の経営判断とかそういうことに関わってくると思いますが、総務省の想定としては、今後、こういうスターリンクを活用したダイレクト通信のサービスを拡大し、利用も今後かなり増えてくるのではないかということを想定しているという理解でよろしいでしょうか。以上です。

○山野基幹・衛星移動通信課長　大久保代理、ありがとうございます。現状、ＫＤＤＩがスターリンクを使ったものだけが国内でのサービス事例でございますけれども、当然こういった衛星ダイレクト通信、特別な機器を用意せずに、使っているスマホがそのまま衛星と通信を行うものでございますので、地上の基地局でカバーできないところ、山ですとか島ですとか海など、そういったところに行ったときの非常時の通信、何かあったとき救助を求めるような連絡などにも大変有効だと思ってございます。

そのためにも、ＮＴＮ、非地上系のネットワークの一つとしまして、こういったサービスが複数出てきて、多層的にネットワークをカバーし合うことで、

何かあったときにも､災害時にも使えるネットワークをより複層的に用意する、選択肢として広げていくということは大変重要だと思ってございます。他の事業者も計画を進めていると伺ってございますけれども、総務省といたしましても、衛星ダイレクトのサービスや種類がどんどん他にも出てきて、ユーザーが選択でき、またユーザーが使いたいときに使えるという環境は大変大事だと思ってございます。

これ以外にもＨＡＰＳですとか、非静止ではなく静止衛星系を使ったもの、これは特別なアンテナ等が必要なりますけれども、様々なＮＴＮ、地上系ではない複層的なネットワークというものは今後ますます重要になると考えており、期待しているところです。

○大久保代理　分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　ありがとうございます｡長田です｡新たなサービスということで、今後有効に利用されているのかどうかという評価につきましては、より厳しい目で見ることができるような工夫を重ねていっていただければいいかと思っています。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　御説明ありがとうございます。実際に来週の有効利用評価部会でも御説明していただけるということでございますけれども、現時点の携帯電話等とは異なるサービス特性を持っていると同時に、先ほども御説明にありましたとおり通信発生回数、それから利用場面の限定、あるいは利用頻度、これらについても独自性、それから携帯電話等との相互関係性も持っていると理解しております。今後、サービス内容の拡大、それから提供事業者の増加等に伴いまして、関係データ収集のための調査等も逐次、精緻化していっていただけれ

ばと考えております。私からはコメントということで、以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御報告ありがとうございます。ひとまず、この有効利用についてポジティブな結果が出ているということで､大変よいことだと思っております。今後、他の事業者の利用検討というのも含めて、利用が増加するということを見込んでいるということでしたけれども、また思いがけない需要が増えて逼迫するということにならないよう、またこの割当て、現状では既存の携帯電話に充てられている周波数を利用しているということなんですけれども、なるべく備えて、周波数をどのように割り当てていくのかについて早め早めの検討ができるとよいと考えております。私からは以上です。

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。先ほどお話があった有効利用評価部会で西村部会長が中心になっていろいろ議論されると思いますので、ぜひそういう面で有効利用の評価ができるようなデータなり視点や情報をいただけるとありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長　ありがとうございます。

○笹瀬会長　その他、追加の質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　どうもありがとうございました。それでは、本報告事項はこれにて終わります。どうもありがとうございました。

○山野基幹・衛星移動通信課長　ありがとうございました。

（３）令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長　それでは、続きまして報告事項「令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官　おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。それでは、報告書に基づきまして、令和７年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の結果について、御説明をさせていただきます。資料につきましては概要版と本体資料、２つ御用意をしておりますが、今回は概要版を使って、ポイントを絞って御説明したいと思います。

２ページ目になります。こちらが電波の利用状況調査の概要ということになります。この利用状況調査は電波法に基づきまして総務大臣が区分ごとに調査を行いまして、調査結果を電波監理審議会に報告するとともに、その概要を公表するものとされております。今回はこの資料中、中央上の破線で囲まれた部分のうち、左側の電気通信業務用基地局である携帯電話と全国ＢＷＡを対象に調査を実施したものになります。毎年実施しているものでございます。この調査結果を踏まえて、評価案について電波監理審議会において御検討いただくこととなっております。中心は評価部会のほうになりますが、そういったことでございます。

３ページ目になります。こちらが有効利用評価方針の概要になります。今回の報告対象は、電気通信業務用基地局に係る評価のための調査ということになります。認定が満了した周波数帯、あと認定の有効期間中の周波数帯の２つに分けまして、それぞれ実績と進捗について評価方針に基づいて評価いただくこととなっております。

４ページ目になります。こちらが移動通信システム用周波数の現在の割当て状況になります。携帯電話事業者と全国ＢＷＡ事業者の計７社に周波数の割当てを実施しております。各社に割り当てた周波数につきましては下の表の通り

でございまして、直近では昨年１２月にソフトバンクに対して４．９ＧＨｚ帯の割当てを実施しております。

５ページ目以降が実際の調査結果の内容になります。５ページ目は、基地局数の調査結果ということになりまして､今年の３月末時点のデータになります。基地局数全体としては約１２５万局となりまして、前年度から６万局ほど減っているということでございます。この理由としましては、３Ｇのサービス終了に伴いまして、基地局が１１万局減っているという影響が大きいということでございます。５Ｇの基地局は３０．２万局となりまして、前年度から４．２万局増えておりますが、その伸びは鈍化しているということでございます。

特に、次のページに行っていただければと思います。こちらが５Ｇ基地局数の推移ということになります。基地局の増加幅に着目をしますと、先ほど申し上げたように昨年度は４万局増となりましたが、これまでの推移と比較すると増加幅が鈍化をしておりまして、特にサブ６帯、ミリ波帯の伸びが鈍化していることが分かるということでございます。

次のページ、７ページ目になります。５Ｇ基地局数の推移を事業者ごとに示したグラフになります。ソフトバンク以外の事業者の伸びが大きく鈍化しているということが分かると思います。

次のページ、８ページ目になります。こちらが周波数帯ごとの人口カバー率の調査結果になります。特にサブ６帯であります３．７ＧＨｚ帯の伸びが大きいという状況でございます。

９ページ目になります。こちらはスタンドアローン方式、いわゆるＳＡ方式の５Ｇ基地局数の調査結果になります。数としては引き続き増加をしているということでございます。ＳＡのインフラ自体は順調に広がっているということでございますが、こちらは現時点では技術的にはメリデメが存在をしておりまして、各事業者においては慎重にサービス展開を行っている状況と承知をして

おります。したがって、またＳＡの利活用の状況については、事業者に対して総合的に確認をしていく必要があると考えております。

１０ページ目になります。インフラシェアリングの調査結果になります。事業者ごとに違いはございますが、全体としましてインフラシェアリングを行っている５Ｇ基地局数は大きく増加をしており、全体で１６.５万局となりまして、５Ｇ基地局の過半数がインフラシェアリングを行っている状況ということでございます。

１１ページ目になります。データトラヒックの調査結果になります。今年３月の１か月間を集計した数字になります。全体として増加をしておりまして、特に５Ｇ、サブ６帯のトラヒックの伸びが大きいということでございます。一方で、ミリ波帯については引き続き低い水準にとどまっているという状況でございます。

最後のページ、１２ページ目になります。３Ｇサービス終了に伴う周波数移行計画の調査結果になります。３Ｇサービスを既に終了したＫＤＤＩについては８００ＭＨｚ帯、ソフトバンクについては９００ＭＨｚと２ＧＨｚ帯についての移行計画、こちらの進捗状況をお示ししております。数字を見ますと、既に最終的な計画値を上回っている項目も多くございまして、総じて見れば順調に進捗をしていることがうかがえるということでございます。

私からの説明は以上になります。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。私からは特に質問はございません。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田です。私からも特にないんですけれども、有効利用評価部会の先生方にいろいろ議論していただければと思っています。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。私からは特段ございません。有効利用評価部会のヒアリング等において、より精緻に議論ができればと考えております。以上でございます。

○笹瀬会長　ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございました。私からも特に意見はございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からも特に意見ございません。ただ、３．７から４．９の周波数帯の利用がかなり増えているので、ぜひミリ波も増やすような努力をしたいと、そこはぜひ御検討いただくとありがたいと思います。以上です。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございます。ミリ波帯についてはまた、これからオークションで割り当てるということも見込まれておりますし、この辺りの活用については我々としても問題意識は持っておりますので、またこの審議会、また評価部会での御議論もいただきながら、我々としてもしっかり進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。その他、追加の御質問、御意見よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官　ありがとうございました。

（４）周波数再編アクションプラン（令和７年度版）（案）

○笹瀬会長　それでは、続きまして報告事項「周波数再編アクションプラン（令和７年度版）（案）」につきまして、小川電波政策課長から御説明よろしくお願いいたします。

○小川電波政策課長　電波政策課長の小川でございます。それでは、報告事項、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）の案について、御説明を申し上げたいと思います。

本案につきましては、本日の御報告の後、パブリックコメントをかけさせていただきまして、その後、パブリックコメントを踏まえた最終版につきまして改めて電波監理審議会に御報告の上、公表をさせていただくことを想定しております。

ページをめくっていただきまして２ページ目でございますけれども、周波数再編アクションプランの概要について御説明をしております。総務省では電波資源の有効利用の促進、それから新たな電波利用システムの導入や周波数の需要増に対応するために、この周波数再編アクションプランを策定、公表しているところでございます。本アクションプランでございますけれども、総務大臣が実施いたします電波の利用状況の調査、そして電波監理審議会で実施をいただいております電波の有効利用の程度の評価の結果等を踏まえて、策定をしているものでございます。

下の図にございますように、一番下の右側、「Ｃｈｅｃｋ」とございますけれども、先般電波監理審議会でお取りまとめをいただきました令和６年度の電波の有効利用の程度の評価も踏まえまして本アクションプランを策定させていただいております。こういった取組を踏まえて、周波数の利用に関するＰＤＣＡサイクルを回していく取組を進めているところでございます。

３ページを御覧ください。まず、２０４０年末までに確保を要する帯域幅に

対する進捗状況ということで、御説明申し上げます。これにつきましては、昨年の８月に取りまとめられましたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会の報告書におきまして、２０４０年の無線トラヒック、通信量を踏まえまして、こういった通信量を携帯電話網・ＮＴＮ・Ｗｉ－Ｆｉで収容するとした場合にどれぐらいの周波数幅が必要かという試算を行っております。これに基づきますと２０４０年の無線トラヒックにつきまして収容する場合に、合計で約７０ＧＨｚ幅が必要になるという試算を得ているところでございます。現時点での周波数の確保幅を踏まえまして、２０４０年末までに新たに約４７ＧＨｚ幅の帯域確保を目指すとされているところでございます。

令和６年度中におきましては、一番右に書いてございますけれども、携帯電話向け非静止衛星システム、いわゆる衛星ダイレクト通信でございますが、携帯電話網とＮＴＮでそれぞれ１２０ＭＨｚ幅ずつ、そして４．９ＧＨｚ帯におきまして５Ｇの割当てが１００ＭＨｚ幅行われたということでございますので、それらを足し合わせまして計０．３４ＧＨｚ幅を確保したという実績となっているものでございます。

４ページ目を御覧ください。令和７年度版周波数再編アクションプランにおきましては重点的取組として、このページに示しております７つの項目を示しているところでございます。詳細につきましては、次のページ以降で御説明をさせていただきます。

まず、５ページ目を御覧ください。重点的取組の１点目でございますけれども、価額競争の実施による５Ｇへの割当てでございます。先般の電波法改正によりまして、６ＧＨｚを超える周波数帯につきまして価額競争による周波数の割当てを可能とする制度を、電波法改正により導入したところでございます。このうち２６ＧＨｚ帯につきましては、令和７年度内を目途に５Ｇに係る技術基準、また価額競争の実施に向けた指針を整備し、その後、速やかに既存無線

システムと共用可能性が高い周波数につきまして、価額競争により５Ｇに割り当てることを目指すとしているところでございます。

また、既存無線システムに割当て済みの周波数につきましては、５年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として、５Ｇに割り当てることを目指すとしているところでございます。なお、４０ＧＨｚ帯につきましては、利用意向調査の結果、早期の５Ｇの割当て希望が示されなかったということから、割当て時期につきましては改めて検討するということとしているものでございます。

続きまして、６ページを御覧ください。２点目、無線ＬＡＮのさらなる高度化と周波数拡張等でございます。対象の周波数帯でございますけれども、真ん中にございます周波数の帯の中の赤い点線でくくったところ、２か所でございます。このうちの左の部分、６ＧＨｚ帯につきましては、６ＧＨｚ帯におけるナローバンドデバイスの利用に関しまして、周波数共用の検討を推進するとしております。

また、この周波数帯におきます６ＧＨｚ帯無線ＬＡＮのＳＰモード、Ｓｔａｎｄａｒｄ　Ｐｏｗｅｒモードによる屋外利用、そして６.５ＧＨｚ帯、これは右側の周波数帯でございますけれども、こちらのＳＰモードによる屋外利用を含む周波数帯域の拡張、これらに関する技術的条件の検討につきまして、令和７年度中を目途に取りまとめるとしております。この際、既存無線局へ有害な干渉を与えないように、ＡＦＣシステムの在り方やその運用方法等に関しまして併せて検討して、その結果を踏まえることとしております。

続きまして、７ページ目を御覧ください。重点的取組の３つ目、Ｖ２Ｘの検討推進でございます。自動運転を支える通信環境、通信インフラといたしまして国際的に検討が進められている５.９ＧＨｚ帯を、我が国におきましてもＶ２Ｘ通信に割り当てる方向で検討を進めているところでございます。具体的に、

右側の周波数の表でございますけれども、５，８８８ＭＨｚから５，９２５ＭＨｚ、この５．９ＧＨｚ帯につきまして、既存無線局の周波数移行を引き続き進めるということ。それからＶ２Ｘ通信への割当て、あるいは既存無線局の使用期限を定めるといった観点から、周波数割当計画の変更を、令和７年度中を目途に実施いたします。また、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開をするとしているところでございます。加えまして、５．９ＧＨｚ帯Ｖ２Ｘシステムの技術基準の整備に向けた、技術的な検討を進めるとしているところでございます。

続きまして、８ページ目でございます。重点的取組の４点目、非地上系ネットワーク（ＮＴＮ）の高度利用等でございます。成層圏、いわゆる高度２０ｋｍぐらいに滞留いたします無人航空機を使って地上の携帯電話等の電波を中継する高高度プラットフォーム、ＨＡＰＳの国内導入に向けまして、必要な技術基準の策定を目的といたしまして、技術的条件について検討を進めているところでございます。これにつきまして、令和７年度内を目途に制度整備を行うとしているところでございます。

また、７００ＭＨｚ帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のために技術的条件について検討を進めまして、令和８年中を目途に制度整備を行うこととしております。さらに、高度６００ｋｍの軌道を利用するＫａ帯の非静止衛星通信システムの導入に向けまして技術的条件の検討を進め、令和７年度内を目途に制度整備を行うこととしているところでございます。また、５Ｇのさらなる上空利用の拡大の観点から、３．７及び４．５ＧＨｚ帯について、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を、引き続き行うこととしております。

続きまして、９ページを御覧ください。重点的取組の５番目でございますけれども、公共業務用周波数の有効利用でございます。公共用周波数の有効利用

を図るため、国が使用する公共業務用無線局のうち他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム、これは左の表でございます、それからアナログ方式を用いるシステム、これは右の表でございますが、それぞれ令和５年度以降、当面の間電波の利用状況調査を毎年実施することとしております。この調査結果に基づく評価結果も踏まえまして、引き続き、廃止・周波数移行・周波数の共用・デジタル化等の取組を推進していくこととしております。

続きまして、１０ページでございます。重点的取組の６番目でございますが、その他の主な周波数再編、移行等の推進ということで３点ございますけれども、２点がＭＣＡに関するものでございます。まず、１点目でございますけれども、デジタルＭＣＡ陸上移動通信システムにつきましては、令和１１年５月末をもってサービスを終了するということでございます。移行により開放される周波数において新たな無線システムの導入に向けた技術的条件につきまして、令和７年中を目途に取りまとめることとしております。

また、高度ＭＣＡ無線通信システムにつきましても、令和９年３月末をもってサービスを終了すると発表がございました。これを踏まえまして、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施いたしまして、令和７年度中を目途に利用方策を決定することとしております。また、３点目については後ほど御説明がございますが、有効利用評価の結果を踏まえまして、タクシー無線等、自営系無線システムにつきまして無線局の局数の減少傾向等を注視した上で、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編等につきまして調査、検討を進めることとしております。

重点的取組の最後でございますけれども、次世代移動通信システム（６Ｇ）を含むＢｅｙｏｎｄ　５Ｇの推進ということでございます。総務省では昨年８月にＢｅｙｏｎｄ　５Ｇ推進戦略２．０というものを公表しておりますけれども、この戦略に基づきまして次世代移動通信システム（６Ｇ）、あるいはオール

光ネットワーク（ＡＰＮ）の分野、非地上系ネットワーク（ＮＴＮ）の分野、それぞれの分野におきまして取組を推進することとしております。

大阪・関西万博におきましては、総務省がＢｅｙｏｎｄ　５Ｇ　ｒｅａｄｙショーケースという催事を実施いたしましたけれども、そういった成果の活用、それから産学官連携、業界横断の活動としてのＸＧモバイル推進フォーラムによる社会実装、国際連携の推進、こういった取組について推進することとしております。

続きまして１２ページから、電波の有効利用の程度の評価への対応ということで、先般電波監理審議会にお取りまとめいただきました評価に対応してアクションプランに反映させていただきました記述、それぞれについて簡単に御説明申し上げます。

まず、都道府県防災行政無線の関係でございますけれども、アナログ方式の移行・代替先の候補につきまして、免許人に対してこれらの事例を紹介することで移行・代替を促進することを検討すべき、また、デジタル方式を利用しない理由として導入コストの課題、仕様や目的に適さない等の理由が挙げられているといったことを踏まえまして、低廉化かつ長距離通信に資するデジタル方式を利用可能とするように検討すべきと、こういった評価結果をいただいているところでございます。

これを踏まえまして、アクションプランのほうでも令和７年度中を目途に、低廉化等が期待できる通信方式の制度整備を行うということ。これに加えまして、機器の更新時期に合わせて、デジタル方式のほか代替候補システムを含めて周知を行いまして、適切なシステムへの移行・代替を推進するという記述に反映させていただいております。

また下の部分、Ｖ－Ｈｉｇｈ帯域等の活用方策に関しましては、Ｖ－Ｈｉｇｈ帯域につきまして狭帯域ＩｏＴ通信システムの導入の検討が進められている

ところでございますけれども、無線機器のコストも重要な要素でございますので、利用者のニーズも踏まえて考慮した検討がなされることを期待するという評価結果をいただいているところでございます。これを踏まえまして、システムの検討に当たっては技術的条件の取りまとめ、制度整備に当たりまして、国際標準化や市場動向も考慮しながら検討を行うといった形で反映させていただいております。

続きまして、１３ページでございます。自営系無線システムの関係でございますけれども、タクシー無線など自営系無線システムにおいては、デジタル方式も減少傾向がうかがえると。他システムへの移行・代替が今後進むことが予想されるということでございます。こうしたことを踏まえまして、デジタル方式で無線局数が減少しているシステム、あるいは全体の無線局数が顕著に減少しているシステムにつきまして、減少傾向を注視して、中長期的な課題として当該周波数の整理、再編について検討を進めていくべきであるという評価結果をいただいているところでございます。

アクションプランの記述におきましても、当該評価結果を踏まえて、こういった周波数帯の無線システムにつきまして減少傾向を注視しつつ、中長期的な課題として周波数の再編、整理等について調査、検討を進めることとしております。

最後にアマチュア無線の関係でございますけれども、ピークの４分の１程度にまで利用者が減少しているということ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直し、さらなる共用の推進に向けた検討を進めていく必要があるという評価結果をいただいているところでございます。こうした御指摘も踏まえまして、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の対応等を踏まえて、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直し、さらなる共用の推進に向けた検討を行うとさせていただいているところでござ

います。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。この周波数再編アクションプラン、重点取組事項だけでも非常に多岐にわたります。それぞれ非常に重要なことだと思いますが、それらに関してＰＤＣＡサイクルをしっかりと回して進めていただければと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田です。ありがとうございました。有効利用評価の様々な意見も取り入れてアクションプランをまとめていただいていて、ありがとうございます。私からは特にございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村でございます。御説明ありがとうございました。このような形で有効利用程度の評価の対応をアクションプランに関係した、そしてアクションプランに基づいた対応ということで理解いたしました。私からは特段意見等はございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございました。私も、適切なアクションプラン案だと考えております。１点、アマチュア無線は利用促進に向けての制度を導入したところだったと思うんですけれども、それに対して利用が増えていないというところで、今回このようなアクションプランになったと思いますが、致し方ないところかなと考えております。その他の点も含めて、適切に御検討い

ただいているのではないかと思います。以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私からも特にコメントございません。非常によくまとまっていると思います。特に高い周波数、ここをうまく使うような仕組みとして価額競争の実施が始まりますので、それについてよく注視していただいて、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

特に３ページにありました周波数が、２０４０年までに７０ＧＨｚ幅必要ということで、実際令和６年度は０．３４ＧＨｚ幅しか確保していないんですけれども、よく見ると必要な周波数というのはほとんどミリ波とか高い周波数なんです。ですから、そういう面ではミリ波帯、もしくは６ＧＨｚ以上の高い周波数を使うようなことがうまくいけば､ニーズがどんどん高まってきますので、そういう面では無線ＬＡＮ、もしくはＮＴＮ、携帯も含めて、高い周波数を使えるような、そういうニーズがエンカレッジしていっていただくと非常にありがたいと思います。以上です。

○小川電波政策課長　御指摘、コメントを頂戴いたしまして、ありがとうございます。笹瀬会長からもただいま御指摘ございましたけれども、高い周波数を活用していくことが今後非常に重要になってまいると思っております。そういった意味で今回の価額競争の実施の状況も注視してまいりたいと思っております。また、アマチュア無線に対して御指摘もいただきましたけれども、アマチュア無線を活用していく取組というものは引き続き継続していくということで、ワイヤレス人材の育成の裾野を広げるための取組というものも引き続き継続をしながら、一方で周波数全体の需要動向等も踏まえて、対応の検討を進めてまいりたいと思っております。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか｡よろしいでしょうか｡どうもありがとうございました。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうご

ざいました。

○小川電波政策課長　ありがとうございました。

○笹瀬会長　それでは、総合通信基盤局の職員の方に御退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局職員退室）

閉　　会

○笹瀬会長　それでは本日これにて終了いたします。答申書等につきましては、所定の手続によりまして、事務局から総務大臣宛に御提出ください。

次回の定例会の開催は令和７年１０月２４日金曜日の１５時から、ウェブによる開催を予定しております。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。